

(証券コード 7640)  
2020年12月28日

株 主 各 位

新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号  
**株式会社 トップカルチャー**  
代表取締役社長 清 水 秀 雄

## 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、健康状態にかかわらず、感染リスクを回避するため、当日のご出席に代えて、書面による事前の議決権行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案への賛否をご表示いただき、2021年1月14日（木曜日）午後5時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年1月15日（金曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号  
ANAクラウンプラザホテル新潟3階「飛翔の間」  
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  - 1 第36期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第36期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役9名選任の件
  - 第2号議案 監査役2名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

### ＜株主さまへのご連絡＞

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、連結注記表、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）に掲載いたします。

### ＜新型コロナウイルスの感染拡大防止対策へのご協力のお願い＞

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスクをご持参・着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- ◎発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会会場では、感染拡大防止の観点から、例年より間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク着用にて応対させていただきます。
- ◎本株主総会においては、感染リスク低減を目的に、議場での報告事項及び決議事項議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行を予定しております。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

# 事 業 報 告

(自 2019年11月 1日)  
(至 2020年10月31日)

## I 企業集団の現況

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が一転し、相次ぐ自然災害の発生や、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、厳しい状況で推移しました。緊急事態宣言の解除後は、感染拡大の措置を講じつつ、段階的に経済活動を再開していく動きとなっておりますが、当面極めて厳しい状況が続くと見込まれており、わが国の経済のみならず、世界経済も併せて先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの事業環境につきましても、2019年10月に襲来した台風19号により、当社の運営する蔦屋書店東松山店が甚大な被害を受け休店しておりましたが、2019年12月27日より営業を再開いたしました。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を受け、2020年4月から5月にかけて東京都の2店舗を休業し、他74店舗につきましても営業時間の短縮等を行いました。

また、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請を受け、商談や各種会議、店舗巡回もリモートで行い、店舗や事業所内での密閉・密集・密接の3つの密を避ける対策を実施し、お客様、従業員の安全確保に努めました。

出退店につきましては、蔦屋書店塩尻店が道路拡張工事の影響により、TSUTAYA町屋店が周辺地域の開発計画の影響により、いずれも2020年1月に閉店いたしました。また、蔦屋書店フレスポ府中店も2020年8月に閉店し、これによりグループ店舗数は75店舗となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、「日常的エンターテインメント」を提供することで一人一人の暮らしを豊かにしたいというコンセプトを掲げ、お客様へ多様なライフスタイルを提案する店舗を作ってまいりました。コロナ禍の中で、感染防止対策を行いつつ、お客様に必要とされる衛生用品などを各店舗でいち早く販売すると同時に、特撰雑貨・文具を中心に新規商材を開拓し、大手メーカーとコラボした販売企画や、地域特産品のオリジナル販売企画などを多数行ってまいりました。

同時に、店舗の運営力・収益力の強化対策として、売上構成比率の見直しや、営業時間の短縮、セルフレジの導入による店舗運営コストの削減を推進しております。また、当社グループが主要経営指標としている交差比率（売上総利益率×商品回転率）改善のため、システム投資によるIT化を進め、自社基幹システムによる在庫管理の改善を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高30,127百万円（前年同期比96.6%）、営業利益436百万円（前年同期比250.6%）、経常利益476百万円（前年同期比308.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益371百万円（前年同期比273.1%）となりました。

売上面につきましては、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請による巣籠り需要の高まりに応えるために、コミックや児童書等の書籍販売や、家でも楽しめるホビージャナル、食品ジャンル等の特撰雑貨・文具の販売を強化したことや、マスクや除菌グッズ等の衛生用品の販売を強化したことにより、主力である書籍、特撰雑貨・文具の売上が非常に好調でした。一方で、自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大による一時的な休店、周辺地域の開発に伴う閉店等により、営業店舗数そのものが前期に比べて減少し、当社グループの軸である蔦屋書店事業全体の売上高前年同期比は96.5%（既存店101.4%）となりました。

利益面につきましては、前述した主力商品の売上の伸長が奏功し、営業利益は前年同期比150.6%増加し436百万円となりました。また、休業中の固定費や将来に向けた一過性の投資的費用123百万円が発生したものの、閉店店舗の販管費については減少し、経営効率の改善にもつながりました。経常利益は受取補償金もあり、前年同期比208.9%増加し476百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比173.1%増加し371百万円となりました。

#### 当連結会計年度の出店・閉店・改装店の状況

閉店（3店）	・ 蔦屋書店事業部門 蔦屋書店塩尻店（長野県/2020年1月閉店） TSUTAYA町屋店（東京都/2020年1月閉店） 蔦屋書店フレスポ府中店（東京都/2020年8月閉店）
--------	---

事業別の業況は次のとおりです。

なお、第35期連結会計年度末より、従来「その他」に含まれていた「スポーツ関連事業」及び「訪問看護事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しているため、事業別の業況についても、当該区分に基づいて記載しております。

また、各セグメントの業績値につきましては、セグメント間の内部取引高を含めております。

#### 【蔦屋書店事業】

同事業の売上高は前年同期比3.5%減少し、29,453百万円となりました。主力商品の売上高前年同期比は、書籍2.4%増（既存店7.2%増）、特撰雑貨・文具2.6%増（既存店5.5%増）、レンタル21.5%減（既存店15.4%減）、ゲーム・リサイクル5.4%減（既存店4.1%増）、販売用CD33.8%減（既存店29.4%減）、販売用DVD25.0%減（既存店19.9%減）、賃貸不動産収入0.2%増（既存店増減なし）となりました。

#### 【スポーツ関連事業】

同事業については例年であれば3月より繁忙期に入りますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休業していたことも影響し、売上高198百万円（前年同期比87.4%）となりました。

#### 【訪問看護事業】

同事業につきましては、事業所が2か所となり、利用者も順調に増加した結果、売上高90百万円（前年同期比225.0%）となりました。

#### 【その他】

中古買取販売事業の売上高は401百万円（前年同期比102.0%）となっております。

## 2. 商品別売上高の状況

(単位：百万円)

区分		第 35 期 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)		第 36 期 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)		前年比
		金 額	構成比	金 額	構成比	
蔦屋書店 事業	書 籍	15,932	51.1	16,309	54.1	102.4
	特撰雑貨・文具	4,641	14.9	4,762	15.8	102.6
	レ ン タ ル	3,812	12.2	2,993	9.9	78.5
	ゲーム・リサイクル	1,346	4.3	1,273	4.2	94.6
	販 売 用 C D	1,411	4.5	934	3.1	66.2
	販 売 用 D V D	819	2.6	614	2.1	75.0
	賃貸不動産収入	572	1.9	573	1.9	100.2
	そ の 他	2,000	6.4	1,991	6.6	99.6
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	30,537	97.9	29,453	97.7	96.5	
スポーツ 関連事業	外部顧客に対する 売 上 高	215	0.7	182	0.6	84.9
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	12	0.0	16	0.1	130.3
	計	227	0.7	198	0.7	87.4
訪問看護 事業	外部顧客に対する 売 上 高	40	0.1	90	0.3	225.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	40	0.1	90	0.3	225.0
その他	外部顧客に対する 売 上 高	393	1.3	401	1.3	102.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	393	1.3	401	1.3	102.0
合 計		31,198	100.0	30,143	100.0	96.6

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 2 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。  
 3 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。

## 3. 設備投資等の状況

該当する事項はありません。

## 4. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

## 5. 対処すべき課題と次期の見通し

今後の経済状況は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞から、国内外の景気は大変厳しいものとなっており、先行きを見通すことが大変困難な状況にあります。小売業界においても、感染防止のための新しい生活様式も影響し、厳しい消費環境が続くものと思われまます。

このような状況の下、当社グループではお客様、従業員をはじめとした関係各位の健康と安全を最優先とし、引き続き店頭での感染防止対策に取り組んでまいります。その上で、売上拡大施策としてメーカーとのコラボ及びオリジナル企画を強化するとともに、粗利率の改善に努め、在庫圧縮と回転率向上を目指します。また、今期に引き続き、店舗運営ツールの改善や新規導入により、店舗運営の抜本的な見直しを行い、店舗スタッフの業務効率及び販管費率の改善に繋げてまいります。さらに、店舗の周辺状況をさらに深く分析し、強化店を選定、重点的な体質改善に取り組み、経営の効率化を進めてまいります。

しかしながら、次期の連結業績見通しにつきましては、足元の業績は11月の売上高既存店101.5%と堅調に推移し、12月には鬼滅の刃の新刊などが大きく売上高を押し上げておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない中で関東エリアの店舗数が多いこともあり、今後の状況によっては営業自粛等の対応も考えられ、現時点では合理的かつ適正な予測が困難なため、未定といたしました。第1四半期決算発表時を目途に、合理的な予想が可能となった時点で皆様にお知らせいたしますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

## 6. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 33 期 (2017年10月期)	第 34 期 (2018年10月期)	第 35 期 (2019年10月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2020年10月期)
売 上 高	31,257	32,257	31,185	30,127
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	257	△1,199	154	476
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△2,456	△1,384	135	371
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△203.24	△114.56	11.25	30.73
総 資 産	24,213	24,387	21,528	20,182
純 資 産	4,611	3,136	3,273	3,646

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 33 期 (2017年10月期)	第 34 期 (2018年10月期)	第35期 (2019年10月期)	第36期(当期) (2020年10月期)
売 上 高	30,397	31,482	30,537	29,453
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	249	△1,201	167	456
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△2,460	△1,386	150	354
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△203.64	△114.76	12.44	29.31
総 資 産	24,146	24,358	21,549	20,088
純 資 産	4,603	3,124	3,275	3,629



## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社グランセナフットボールクラブ	45,000	97.7	サッカークラブ及びサッカースクールの運営並びにスポーツ施設の企画・運営
株式会社ワグルススタッフサービス	35,000	94.3	精神疾患・認知症を中心とした訪問看護
株式会社トップブックス	75,000	65.0	中古書籍・CD・DVD・ゲーム等の売買

(注) 当社の連結対象子会社には上記3社が該当します。

## 8. 主要な事業内容 (2020年10月31日現在)

当社の企業集団は、当社及び連結対象子会社3社で構成されております。

### 【蔦屋書店事業】

当社は、書籍・文具の販売及び音楽・映像ソフト等の販売並びにレンタルを主な事業内容とし、さらに各事業に関連するその他のサービス等を含め、日常生活に密着したエンターテイメントの提供を行う大型複合店舗「蔦屋書店」を中心として展開しております。

### 【スポーツ関連事業】

当社の子会社である株式会社グランセナフットボールクラブは、サッカークラブとサッカースクールの運営及びスポーツ施設の企画・運営等を主な事業内容としております。

### 【訪問看護事業】

当社の子会社である株式会社ワグルススタッフサービスは、脳とこころの訪問看護ステーションを開業し、精神疾患・認知症を中心とした訪問看護事業を行っております。

### 【その他】

当社の子会社である株式会社トップブックスは、中古書籍・音楽・映像ソフト及びゲーム等の売買を主な事業内容としており、「古本市場トップブックス」の店舗展開を行っております。

9. 主要な事業所（2020年10月31日現在）

(1) 当社（73店舗）

本社		新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
店舗		
新潟県 (25店舗)	新潟中央インター店、小針店、長岡新保店、ベルパルレ寺尾店、佐渡佐和田店、県央店、アクロスプラザ美沢店、長岡古正寺店、豊栄店、小千谷店、六日町店、新発田店、柏崎岩上店、新潟万代、小出店、新津店、竹尾インター店、上越インター店、南笹口店、河渡店、マーケットシティ白根店、新通店、横越バイパス店、長岡花園店、高田西店	
長野県 (12店舗)	諏訪中洲店、長野徳間店、上田大屋店、長野川中島店、佐久小諸店、佐久野沢店、上田しおだ野店、大町店、須坂店、中野店、豊科店、千曲屋代店	
神奈川県 (5店舗)	厚木戸室店、港北ミナモト店、青葉奈良店、厚木下依知店、大和下鶴間店	
東京都 (11店舗)	多摩永山店、八王子みなみ野店、南大沢店、八王子橋原店、稲城若葉台店、東大島店、亀有店、船堀店、アトレヴィ田端店、府中駅前店、練馬春日町店	
群馬県 (6店舗)	前橋みなみモール店、伊勢崎平和町店、伊勢崎茂呂店、太田店、前橋吉岡店、伊勢崎宮子店	
埼玉県 (6店舗)	熊谷店、滑川店、川島インター店、フォレオ菖蒲店、本庄早稲田店、東松山店	
静岡県 (2店舗)	静岡本店、静岡平和町店	
茨城県 (2店舗)	ひたちなか店、龍ヶ崎店	
宮城県 (2店舗)	仙台泉店、アクロスプラザ富沢西店	
岩手県 (2店舗)	MORIOKA TSUTAYA、緑が丘店	

(2) 株式会社トップブックス（2店舗）

本社		新潟県新潟市西区
店舗		
新潟県 (1店舗)	新津店	
長野県 (1店舗)	佐久小諸店	

(3) 株式会社グランセナフットボールクラブ

本社及びサッカースタジアム 新潟県新潟市西区

(4) 株式会社ワーグルスタッフサービス（2事業所）

本社		新潟県新潟市西区
事業所		
新潟県 (2事業所)	訪問看護ステーション万代、長岡	

## 10. 従業員の状況（2020年10月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前期末比増減数
蔦屋書店事業	243名（404名）	24名減（121名減）
その他		
グランセナフットボールクラブ部門	14名（4名）	4名減（±0名）
ワーグルスタッフサービス部門	5名（3名）	2名減（2名増）
古本市場トップブックス部門	4名（7名）	±0名（1名増）
合 計	266名（418名）	30名減（118名減）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。  
 2. 連結子会社の事務業務等は、全て当社が受託し行っております。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
243名（404名）	24名減（121名減）	39.1才	12.9年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

## 11. 主要な借入先（2020年10月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 越 銀 行	1,570,490 <sup>千円</sup>
株 式 会 社 第 四 銀 行	1,202,970
新 潟 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,060,828
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	859,070
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	748,190
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	637,611

## Ⅱ 会社の状況（2020年10月31日現在）

### 1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 33,472,000株  
 (2) 発行済株式の総数 12,084,520株（自己株式603,480株を除く）  
 (3) 株主数 8,754名  
 (4) 単元株式数 100株  
 (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヒ ー ズ	2,623,098	21.70
株 式 会 社 蔦 屋 書 店	2,416,904	20.00
清 水 秀 雄	677,400	5.60
清 水 大 輔	294,100	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	244,000	2.01
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/ CLIENT ASSET	194,100	1.60
ト ッ プ カ ル チ ャ ー 従 業 員 持 株 会	173,812	1.43
株 式 会 社 北 越 銀 行	164,000	1.35
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口 5）	148,200	1.22
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	104,100	0.86

（注）持株比率は、自己株式（603,480株）を控除して計算しております。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

役職	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 秀 雄	株式会社ヒーズ代表取締役社長 株式会社ワーグルスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO
取 締 役	清水 大 輔	経営企画室長
取 締 役	遠 海 武 則	管理部長
取 締 役	吉 田 勝 一	管理部経理担当
取 締 役	小 林 学	営業本部長
取 締 役	水 島 新 吉	MORIOKA TSUTAYA店長兼蔦屋緑が丘店店長
取 締 役	阿 部 智 幸	営業本部運営担当部長 株式会社トップブックス代表取締役社長
取 締 役	能 登 康 之	株式会社蔦屋書店 F C本部 特販企業推進室長
取 締 役	西 村 仁	株式会社蔦屋書店 F C本部 北信越カンパニー カンパニー社長
取 締 役	中 村 崇	弁護士 弁護士法人ユナイテッド法律事務所代表弁護士
常 勤 監 査 役	宮 澤 一	
監 査 役	山 田 剛 志	弁護士 成城大学法学部教授
監 査 役	西 村 裕	公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役

- (注) 1. 取締役能登康之氏、西村仁氏及び中村崇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 2. 監査役山田剛志氏及び西村裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 3. 2020年1月17日開催の第35回定時株主総会において、清水大輔氏、水島新吉氏、阿部智幸氏及び能登康之氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。  
 4. 当社は、取締役中村崇氏、監査役山田剛志氏及び監査役西村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 監査役西村裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	8名	137,500千円	うち社外取締役 1名 1,800千円
監 査 役	3名	9,930千円	うち社外監査役 2名 3,600千円
合 計	11名	147,430千円	

- (注) 1. 2000年1月18日開催の定時株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（使用人給与分含まず）は、次のとおりです。  
 取締役年額 500,000千円、監査役年額 30,000千円  
 2. 期末現在、無報酬の社外取締役が2名おります。  
 3. ストックオプションによる報酬額について、記載すべき事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	責任の範囲の概要	子から年員受取額 の 社 事 の し た の 当 会 当 度 と け 等
能登 康之	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>株式会社蔦屋書店 FC本部 特販企業推進室長</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>株式会社蔦屋書店は、当社の主要株主かつ主要な取引先であり、特定関係事業者該当いたします。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況(注)</p> <p>10回中10回出席し、主に経営者としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>		
西村 仁	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>株式会社蔦屋書店 FC本部 北信越カンパニー カンパニー社長</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>株式会社蔦屋書店は、当社の主要株主かつ主要な取引先であり、特定関係事業者該当いたします。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>12回中12回出席し、主に経営者としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
中村 崇	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士 弁護士法人ユナイテッド法律事務所 代表弁護士</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>12回中12回出席した他、適宜重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>		

(注)取締役能登康之氏は2020年1月17日開催の第35回定時株主総会において取締役に選任されたため、就任後の開催回数を元に記載しております。

②監査役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	責任の範囲の概要	子から年員受報酬額 の 社 事 業 の し た の 報 酬 額 等
山田 剛志	<p>(ア) 重要な兼職 弁護士 成城大学法学部教授</p> <p>(イ) 当社との関係 該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中11回、監査役会12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
西村 裕	<p>(ア) 重要な兼職 公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役</p> <p>(イ) 当社との関係 該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中12回、監査役会12回中12回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬等の額

31,000円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,000円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、会社法第344条に基づいて再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断する場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の報酬等について

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間、配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び市況等を鑑みて報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。



### Ⅲ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において下記の事項を定めております。

#### 記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - ① 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ② 管理部においてコンプライアンスに関する取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い更なる徹底を図る。
  - ③ 当社の取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
  - ④ 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査し取締役及び監査役に報告するものとする。
  - ⑤ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として常時社外取締役が在籍するようにする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
  - ② 取締役及び監査役は文書保存規程に基づき常時これら文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについてはすみやかに責任者となる取締役を定めるものとする。
  - ② 組織横断的リスクの監視並びに対応は管理部が行うものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
  - ② 目標達成に向け業務担当取締役は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

- ③ 月次の業績はITを活用したシステムにより迅速にデータ化され担当取締役及び取締役会に報告する。
  - ④ 取締役会は定期的にその結果をレビューし担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
  - ⑤ ④の結果に基づき各担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役並びに子会社の代表取締役社長は法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンス並びにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
  - ② 子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。
  - ③ 子会社の代表取締役社長は当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する組織を管理部とする。
  - ② 監査役は管理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
  - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役または使用人は、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合はすみやかに監査役に報告するものとする。
  - ② 監査役は取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役社長は監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために定期的に会合を持ち意見交換することとしている。
  - ② 監査役は内部監査部署、管理部及び監査法人と相互に連携し監査の実効性確保を図るものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

## 3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

しかしながら、当期の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配を継続させていただきます。

また、次期の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が業績に与える影響を客観的に算定できる状況には至っていないため未定とし、合理的な予想が可能になった時点で皆様にお知らせしたいと存じます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載されている売上高等の数字には消費税等は含まれておりません。  
2. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,830,389</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,459,987</b>
現金及び預金	2,222,414	買掛金	3,506,658
売掛金	353,096	短期借入金	1,800,000
商品	7,693,293	1年内返済予定の長期借入金	1,589,710
その他の	561,989	リース債務	467,361
貸倒引当金	△404	未払法人税等	78,046
<b>固定資産</b>	<b>9,352,127</b>	賞与引当金	48,000
<b>有形固定資産</b>	<b>6,161,680</b>	未払金	553,155
建物及び構築物	1,962,192	その他	417,055
土地	1,423,759	<b>固定負債</b>	<b>8,075,797</b>
リース資産	2,662,285	長期借入金	3,722,782
その他	113,442	リース債務	3,429,190
<b>無形固定資産</b>	<b>50,744</b>	資産除去債務	555,797
借地権	25,900	長期前受収益	126
ソフトウェア	9,314	退職給付に係る負債	64,666
電話加入権	12,939	役員退職慰労引当金	62,941
無形リース資産	2,590	長期未払金	41,792
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,139,702</b>	長期預り敷金保証金	198,501
投資有価証券	10,857	<b>負債合計</b>	<b>16,535,785</b>
長期前払費用	262,217	<b>(純資産の部)</b>	
敷金及び保証金	2,832,878	<b>株主資本</b>	<b>3,612,557</b>
その他	33,748	資本金	2,007,370
		資本剰余金	2,303,141
		利益剰余金	△427,926
		自己株式	△270,027
		その他の包括利益累計額	△1,035
		その他有価証券評価差額金	△1,035
		新株予約権	8,249
		非支配株主持分	26,960
		<b>純資産合計</b>	<b>3,646,731</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,182,516</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>20,182,516</b>

# 連結損益計算書

(自 2019年11月1日  
至 2020年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		30,127,312
売 上 原 価		21,078,867
売 上 総 利 益		9,048,445
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,612,327
営 業 利 益		436,118
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	17,238	
雑 収 入	158,182	175,420
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119,136	
収 入 に 伴 う 閉 店 費 用	11,645	
雑 損 失	4,164	134,946
経 常 利 益		476,592
特 別 利 益		
リ ー ス 解 約 益	29,432	29,432
特 別 損 失		
減 損 損 失	79,551	79,551
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		426,474
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	53,037	53,037
当 期 純 利 益		373,436
非支配株主に帰属する当期純利益		2,126
親会社株主に帰属する当期純利益		371,310

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2019年11月1日  
至 2020年10月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,007,370	2,303,141	△799,236	△270,027	3,241,246
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	371,310	—	371,310
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	371,310	—	371,310
当連結会計年度末残高	2,007,370	2,303,141	△427,926	△270,027	3,612,557

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△857	△857	8,249	24,833	3,273,472
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	371,310
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	△178	△178	—	2,126	1,947
連結会計年度中の変動額合計	△178	△178	—	2,126	373,258
当連結会計年度末残高	△1,035	△1,035	8,249	26,960	3,646,731

# 貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,661,755</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,404,851</b>
現金及び預金	2,059,374	買掛金	3,504,398
売掛金	326,116	短期借入金	1,800,000
商品	7,674,592	1年内返済予定の長期借入金	1,580,710
前払費用	278,768	リース債務	467,361
未収入金	153,606	未払金	540,581
その他	169,696	未払費用	25,701
貸倒引当金	△400	未払法人税等	76,923
<b>固定資産</b>	<b>9,427,174</b>	未払消費税等	172,027
<b>有形固定資産</b>	<b>6,159,743</b>	預り金	75,189
建物	1,698,841	前受収益	59,989
構築物	262,712	賞与引当金	48,000
車輛運搬具	10,908	設備未払金	53,966
工具、器具及び備品	101,235	<b>固定負債</b>	<b>8,054,970</b>
土地	1,423,759	長期借入金	3,596,782
リース資産	2,662,285	リース債務	3,429,190
<b>無形固定資産</b>	<b>50,073</b>	資産除去債務	555,797
借地権	25,900	長期前受収益	126
ソフトウェア	8,890	退職給付引当金	64,666
電話加入権	12,693	役員退職慰労引当金	62,941
無形リース資産	2,590	関係会社債務保証損失引当金	50,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,217,357</b>	関係会社事業損失引当金	50,672
投資有価証券	10,857	長期未払金	41,792
関係会社株式	81,750	長期預り敷金保証金	203,001
出資金	100	<b>負債合計</b>	<b>16,459,822</b>
長期前払費用	262,217	<b>(純資産の部)</b>	
敷金及び保証金	2,828,793	<b>株主資本</b>	<b>3,621,893</b>
その他	33,638	資本金	2,007,370
		資本剰余金	2,303,691
		資本準備金	2,303,691
		利益剰余金	△419,140
		利益準備金	9,160
		その他利益剰余金	△428,300
		繰越利益剰余金	△428,300
		<b>自己株</b>	<b>△270,027</b>
		評価・換算差額等	△1,035
		その他有価証券評価差額金	△1,035
		新株予約権	8,249
		<b>純資産合計</b>	<b>3,629,107</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,088,929</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>20,088,929</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2019年11月1日  
至 2020年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高 価		29,453,616
売 上 原 価		20,689,555
売 上 総 利 益		8,764,061
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,418,293
営 業 利 益		345,767
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	17,238	
受 取 地 代 家 賃	70,090	
雑 収 入	158,776	246,105
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	118,423	
収 用 に 伴 う 閉 店 費 用	11,645	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	5,610	135,679
経 常 利 益		456,193
特 別 利 益		
リ ー ス 解 約 益	29,432	29,432
特 別 損 失		
減 損 損 失	79,551	79,551
税 引 前 当 期 純 利 益		406,075
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	51,914	51,914
当 期 純 利 益		354,160



## 株主資本等変動計算書

(自 2019年11月1日  
至 2020年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,007,370	2,303,691	2,303,691
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	2,007,370	2,303,691	2,303,691

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,160	△782,460	△773,300	△270,027	3,267,732
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	354,160	354,160	—	354,160
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	354,160	354,160	—	354,160
当 期 末 残 高	9,160	△428,300	△419,140	△270,027	3,621,893

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△857	△857	8,249	3,275,124
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	354,160
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△178	△178	—	△178
当期変動額合計	△178	△178	—	353,982
当期末残高	△1,035	△1,035	8,249	3,629,107

独立監査人の監査報告書

2020年12月9日

株式会社トップカルチャー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石尾雅樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤康宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年12月9日

株式会社トップカルチャー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 康宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2019年11月1日から2020年10月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月9日

株式会社トップカルチャー 監査役会

常勤監査役 宮澤 一 ㊟

社外監査役 山田 剛志 ㊟

社外監査役 西村 裕 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	しみず ひでお 清水 秀雄 <再任>																				
1	生年月日 1954年1月12日生 所有する当社株式の数 677,400株 取締役会への出席状況 100%(12回中12回)																				
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>            当社の創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>1986年12月</td> <td>当社設立、代表取締役社長（現任）</td> </tr> <tr> <td>1995年11月</td> <td>有限会社ヒーズ（現 株式会社ヒーズ）代表取締役社長（現任）</td> </tr> <tr> <td>2000年6月</td> <td>カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 社外取締役</td> </tr> <tr> <td>2000年10月</td> <td>株式会社トップブックス 代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>2008年3月</td> <td>株式会社グランセナフットボールクラブ 代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>2011年1月</td> <td>同社 取締役会長</td> </tr> <tr> <td>2011年7月</td> <td>TSUTAYA STATIONERY NETWORK株式会社 取締役副社長</td> </tr> <tr> <td>2013年6月</td> <td>同社 取締役会長</td> </tr> <tr> <td>2015年5月</td> <td>株式会社TSUTAYA（現 株式会社蔦屋書店）社外取締役</td> </tr> <tr> <td>2019年3月</td> <td>株式会社ワーグルスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO（現任）</td> </tr> </table>		1986年12月	当社設立、代表取締役社長（現任）	1995年11月	有限会社ヒーズ（現 株式会社ヒーズ）代表取締役社長（現任）	2000年6月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 社外取締役	2000年10月	株式会社トップブックス 代表取締役社長	2008年3月	株式会社グランセナフットボールクラブ 代表取締役社長	2011年1月	同社 取締役会長	2011年7月	TSUTAYA STATIONERY NETWORK株式会社 取締役副社長	2013年6月	同社 取締役会長	2015年5月	株式会社TSUTAYA（現 株式会社蔦屋書店）社外取締役	2019年3月	株式会社ワーグルスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO（現任）
1986年12月	当社設立、代表取締役社長（現任）																				
1995年11月	有限会社ヒーズ（現 株式会社ヒーズ）代表取締役社長（現任）																				
2000年6月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 社外取締役																				
2000年10月	株式会社トップブックス 代表取締役社長																				
2008年3月	株式会社グランセナフットボールクラブ 代表取締役社長																				
2011年1月	同社 取締役会長																				
2011年7月	TSUTAYA STATIONERY NETWORK株式会社 取締役副社長																				
2013年6月	同社 取締役会長																				
2015年5月	株式会社TSUTAYA（現 株式会社蔦屋書店）社外取締役																				
2019年3月	株式会社ワーグルスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO（現任）																				

候補者番号  2	しみず だいすけ 清水 大 輔	<再任>
	生年月日	1984年6月7日生
	所有する当社株式の数	294,100株
	取締役会への出席状況	90% (10回中9回)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>  当社入社以前も含め、事業計画の立案や経営分析に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> 2008年9月 慶應義塾大学 総合政策学部 卒業 2009年4月 楽天株式会社 入社 2009年5月 同社 経営企画室 同社 楽天市場事業部 営業開発部 同社 楽天ブックス事業部 事業戦略グループ 2018年8月 Hult International Business School (ボストン) 卒業 MBA取得 2018年10月 株式会社メディアドゥホールディングス (現 株式会社メディアドゥ) 入社 経営企画室 2019年11月 当社入社 経営企画室 2020年1月 取締役経営企画室長 (現任)		
候補者番号  3	よしだ しょういち 吉 田 勝 一	<再任>
	生年月日	1972年3月24日生
	所有する当社株式の数	3,300株
	取締役会への出席状況	100%(12回中12回)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>  当社入社以前も含め、財務経理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> 2009年8月 当社入社 経理部経理課長 2010年10月 管理部経理課長 2013年1月 取締役管理部経理担当 (現任)		

候補者番号  4	こばやし まなぶ 小林 学	<再任>
	生年月日	1974年7月19日生
	所有する当社株式の数	3,000株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)

**【取締役候補者の選任理由】**

当社営業本部の責任者として、商品施策や店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1997年3月 当社入社  
2007年6月 執行役員港北ミナモト店店長  
2011年8月 蔦屋書店前橋みなみモール店店長  
2014年1月 取締役蔦屋書店前橋みなみモール店店長  
2017年12月 取締役営業本部長（現任）

候補者番号  5	みずしま しんきち 水島 新吉	<再任>
	生年月日	1969年4月3日生
	所有する当社株式の数	8,900株
	取締役会への出席状況	100% (10回中10回)

**【取締役候補者の選任理由】**

大型店舗をはじめとする店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1992年4月 当社入社  
2003年1月 執行役員エリアマネージャー  
2014年1月 取締役蔦屋書店ひたちなか店店長  
2018年4月 MORIOKA TSUTAYA店長  
2018年7月 MORIOKA TSUTAYA店長 兼 蔦屋緑が丘店店長  
2020年1月 取締役MORIOKA TSUTAYA店長 兼 蔦屋緑が丘店店長（現任）

候補者番号  6	あ べ ともゆき 阿 部 智 幸	<再任>
	生年月日	1982年3月13日生
	所有する当社株式の数	900株
	取締役会への出席状況	100% (10回中10回)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>  営業本部運営担当部長として、店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> 2005年4月            当社入社 2014年11月          営業本部商品担当次長 2017年1月           株式会社トップブックス 代表取締役社長（現任） 2018年8月           営業本部運営担当部長 2020年1月           取締役営業本部運営担当部長（現任）		
候補者番号  7	さ さ が わ   な   お 笹 川 菜 央	<新任>
	生年月日	1977年5月12日生
	所有する当社株式の数	10,700株
	取締役会への出席状況	-% (-)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>  人事部門の責任者として、人材育成などにおいて豊富な経験と知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> 2000年3月           立教大学 文学部 卒業 2000年4月           当社入社 2011年11月          内部監査室長 2015年1月           人事部長 2020年1月           執行役員人事部長（現任）		

候補者番号  8	<small>ますだ　むねあき</small> <b>増田宗昭</b>	<新任> <社外取締役候補者>
	生年月日 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	1951年1月20日生 一株 ー% (ー)
<p><b>【社外取締役候補者の選任理由】</b>          当社が加盟するFC本部の代表取締役社長兼CEOとして、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> <p>1985年9月　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 設立 代表取締役社長</p> <p>2005年6月　日本出版販売株式会社（現 日販グループホールディングス株式会社）社外取締役（現任）</p> <p>2008年6月　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役社長兼CEO（現任）</p> <p>2010年6月　株式会社アミューズ 社外取締役（現任）</p> <p>2010年6月　株式会社MPD 取締役（現任）</p> <p>2020年4月　株式会社蔦屋書店 代表取締役社長兼CEO（現任）</p> <p>2020年4月　CCC MARKETING HOLDINGS株式会社代表取締役会長（現任）</p>		

候補者番号  9	なかむら たかし 中 村 崇	<再任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日	1976年8月26日生
	所有する当社株式の数	—株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)

**【社外取締役候補者の選任理由】**

弁護士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

2000年3月 一橋大学 法学部 卒業  
2004年10月 弁護士登録  
2010年7月 中村江花法律事務所(現 弁護士法人ユナイテッド法律事務所)開設、代表弁護士(現任)  
2013年4月 新潟大学法科大学院客員教授  
2017年1月 当社取締役(現任)

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年10月31日現在のものです。  
2. 増田宗昭氏が役職を兼務する株式会社葛屋書店は、当社の主要株主かつ主要な取引先であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者該当いたします。  
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
4. 社外取締役候補者に関する記載事項  
(1) 社外取締役の独立性について  
① 増田宗昭氏が役職を兼務する株式会社葛屋書店は、上記注2.に記載のとおり当社の特定関係事業者該当いたします。中村崇氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員になったことはありません。  
② いずれの社外取締役候補者も、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。  
③ いずれの社外取締役候補者も、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。  
④ いずれの社外取締役候補者も、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。  
(2) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について  
中村崇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知識と経験を活かし、社外取締役としての責務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



- (3) 当社の社外取締役が最後に選任された後在任中に、当社において不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防及び発生後の対応について  
該当事項はありません。
- (4) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について  
該当事項はありません。
- (5) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役候補者中村崇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。また増田宗昭氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を新たに締結する予定です。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役宮澤一氏並びに西村裕氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものです。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

	<small>えんかい たけのり</small> 遠海武則 <新任>
候補者番号  1	生年月日 1968年6月23日生 所有する当社株式の数 9,000株 取締役会への出席状況 100% (12回中12回) 監査役会への出席状況 ー% (ー)
<p><b>【監査役候補者の選任理由】</b>                      当社管理部門において豊富な経験と知見を有することから、新たに、監査役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び重要な兼職の状況】</b></p> <p>1999年7月 当社入社                      2003年1月 執行役員経理課長                      2005年3月 執行役員経理部長                      2008年1月 取締役経理部長                      2010年11月 取締役管理部長（現任）</p>	

候補者番号  2	にしむら 西村	ゆたか 裕	<再任> <社外監査役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日		1958年5月15日生
	所有する当社株式の数		一株
	取締役会への出席状況		100% (12回中12回)
	監査役会への出席状況		100% (12回中12回)

**【社外監査役候補者の選任理由】**

公認会計士・税理士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

**【略歴、地位及び重要な兼職の状況】**

1986年9月	公認会計士登録
1991年9月	公認会計士西村裕事務所（現総合会計事務所マネジメント・サポート）開設、代表（現任）
1993年10月	税理士登録
1999年8月	有限会社マネジメント・サポート設立、代表取締役（現任）
2016年1月	当社監査役（現任）

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する記載事項

(1) 社外監査役の独立性について

- ① 西村裕氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 西村裕氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 西村裕氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 当社の社外監査役が最後に選任された後在任中に、当社において不正な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防および発生後の対応について  
該当事項はありません。

(3) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防および発生後の対応として行った行為について  
該当事項はありません。

(4) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者西村裕氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取消することができるものとしたたく存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりです。

とくもと よしひこ 徳 本 好 彦	<補欠の社外監査役候補者> <補欠の独立役員候補者>
生年月日	1968年8月10日生
所有する当社株式の数	一株
<b>【補欠の社外監査役候補者の選任理由】</b> 同氏が企業法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくと共に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役に就任された場合には、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
<b>【略歴、地位及び重要な兼職の状況】</b>	
1996年12月	司法書士登録
2000年4月	司法書士永野合同事務所 副所長
2003年4月	司法書士法人新潟合同事務所（現 日本リーガル司法書士法人）社員
2004年3月	簡裁訴訟代理権認定資格取得
2007年4月	司法書士法人新潟合同事務所（現 日本リーガル司法書士法人）所長代表社員（現任）
2014年4月	行政書士登録
2019年3月	土地家屋調査士登録

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者は、社外監査役の補欠として選任するものです。  
3. 補欠の社外監査役候補者に関する記載事項

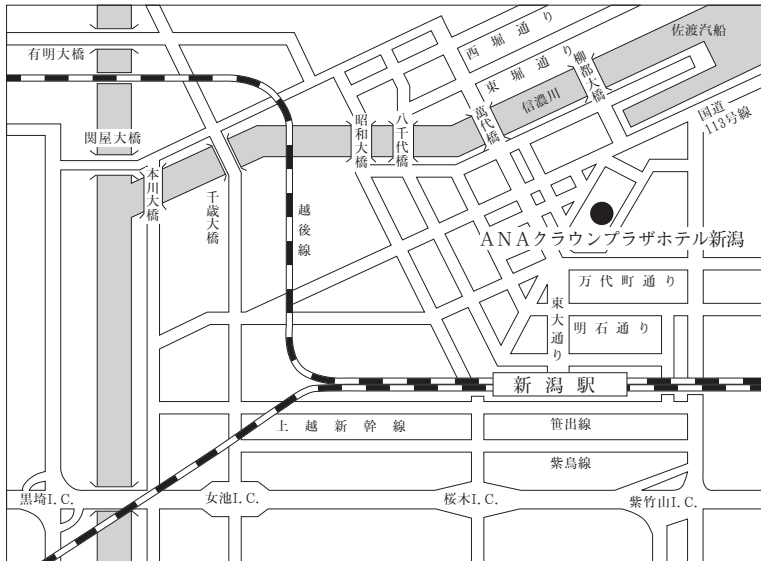
- (1) 社外監査役の独立性について
- ① 徳本好彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
  - ② 徳本好彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  - ③ 徳本好彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
- 徳本好彦氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以 上



# 株主総会会場ご案内略図

会 場 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号  
ANAクラウンプラザホテル新潟  
3階「飛翔の間」  
電話 (025) 245-3334



## (会場への交通機関)

- JRをご利用の場合：「新潟駅」万代口より徒歩約8分
- バスをご利用の場合：「バスセンター前」停留所より徒歩約2分
- お車の場合：新潟バイパス 「紫竹山インター」より約10分

## (お願い)

駐車場が手狭のため、ご不便をおかけする場合がございます。お車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。